

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	11	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>中小企業者等の試験研究費がある場合の法人税額の特別控除制度</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ（平成28年度まで） ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設（繰越期間最大3年） ③ 高水準型上乗せ措置の延長（平成27年度まで） ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ（平成28年度まで） 		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第1項、3項		
減収見込額	(初年度) ▲2,500 (▲4,291) (平年度) ▲2,500 (▲4,291) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額（平成23年度：17.4兆円）の約7割（同：12.3兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業は、新規事業のための優れたアイディアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かせていないのが現状である。</p> <p>資金不足を補うことでこのような中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要である。</p> <p>日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要がある。このためには、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に、本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。具体的には、①増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ、②増加型上乗せ措置の繰越制度の新設③高水準型上乗せ措置の延長及び④総額型のうち中小企業の控除率を12%から20%への引上げを要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長 ○日本再興戦略 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせて研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p> <p>○環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>
	政策の達成目標	<p>我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため中小企業が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせ民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>また、中小企業においては、大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)</p>
	同上の期間中の達成目標	民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。
	政策目標の達成状況	我が国は、主要先進諸国の中で、韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。 主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」

	要望の措置の適用見込み	<p>○平成 26 年度減収見込額 ▲25 億円 (※) ※平成 25 年度経産省アンケート調査による国税減収見込額から算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲ 6.4 億円 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲ 1.2 億円 ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲ 一億円 ・中小企業の控除率の引上げ ▲ 17.1 億円 																										
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <table> <tbody> <tr><td>平成 19 年度</td><td>5,747 事業年度</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>4,657 事業年度</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>4,411 事業年度</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>5,313 事業年度</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>5,290 件</td></tr> </tbody> </table> <p>【平成 19~22 年度 : 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23 年度 : 財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注) 平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。 主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <p style="text-align: center;">主な業種の本租特利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>機械製造業</td><td>11.2%</td></tr> <tr><td>化学工業</td><td>16.5%</td></tr> <tr><td>輸送用機械器具製造業</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>食料品製造業</td><td>10.1%</td></tr> <tr><td>電気機械器具製造業</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>19.0%</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td>14.9%</td></tr> </tbody> </table> <p>【平成 23 年度 : 財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約 5,000 件程度と推測される。</p>	平成 19 年度	5,747 事業年度	平成 20 年度	4,657 事業年度	平成 21 年度	4,411 事業年度	平成 22 年度	5,313 事業年度	平成 23 年度	5,290 件		平成 23 年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
平成 19 年度	5,747 事業年度																											
平成 20 年度	4,657 事業年度																											
平成 21 年度	4,411 事業年度																											
平成 22 年度	5,313 事業年度																											
平成 23 年度	5,290 件																											
	平成 23 年度																											
機械製造業	11.2%																											
化学工業	16.5%																											
輸送用機械器具製造業	5.7%																											
食料品製造業	10.1%																											
電気機械器具製造業	8.4%																											
卸売業	19.0%																											
サービス業	14.9%																											
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業基盤技術強化税制（国税）																										

予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の支援措置： 戦略的基盤技術高度化支援事業（委託費）
	平成18年度 64億円 平成25年度 108億円 平成19年度 94億円 (ものづくり中小企業連携支援事業の内数) 平成20年度 88億円 平成21年度 54億円 平成21年度補正 133億円 平成22年度 150億円 平成22年度予備費 100億円 平成23年度 150億円 平成23年度三次補正 50億円 平成24年度 132億円
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置として、研究開発支援に係る補助金や委託費があるが、それぞれ、国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又はフェーズにおける成果の獲得を目指す制度である。一方、中小企業による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置では、企業が自由な発想に基づく独自テーマの開発に取り組めるとともに、利益を出すことに注力出来る環境を整備するものである。
要望の措置の妥当性	研究開発を実施していない企業も含めた全企業の売上高に占める研究開発費の割合は大企業で2.4%、中小企業で0.3%と大きく差があるが、現に研究開発を実施している企業に限れば、売上高に占める研究開発費の割合の差は大企業で3.5%、中小企業で2.4%と大差なく、中小企業でも積極的に研究開発に取り組んでいることがわかる（出典：2009年版中小企業白書）。本税制は「中小企業が付加価値を生み出すために行う試験研究を支援する」という政策目的であるが、有効に作用していると考える。また、本税制は国税措置を利用した中小企業者が、適用可能な措置であることから、適用要件は明確であり、税制として執行可能なものである。

税負担軽減措置等の適用実績

1. 減収額について
○地方税における減収額
減収額実績
平成19年度 29億円
平成20年度 43億円
平成21年度 23億円
平成22年度 30億円
平成23年度 40億円
【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】
(参考) 国税における減収額
減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)
平成19年度 6,269億円(167億円)
平成20年度 2,881億円(246億円)
平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)
平成23年度 3,395億円(234億円)
【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成20年度 2.4億円
平成21年度 1.0億円
平成22年度 1.7億円
平成23年度 2.1億円

(参考) 減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成20年度 178億円(14億円)
平成21年度 133億円(6億円)
平成22年度 224億円(10億円)
平成23年度 232億円 [増加型116億円、高水準型116億円](12億円)

【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について

国税及び地方税における中小企業利用実績

平成19年度 5,747事業年度
平成20年度 4,657事業年度
平成21年度 4,411事業年度
平成22年度 5,313事業年度
平成23年度 5,290件

○増加型利用実績

平成23年度 1,228件

○高水準型利用実績

平成23年度 83件

【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税 1,240,146千円 ・市町村民税 3,050,758千円 																																				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>経済波及効果の試算 【研究開発税制全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度減収見込額 544億円（中小企業分 143億円）[うち地方税分 25億円] <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・平成26年度の減税が、平成26～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP 押上げ効果：4,947億円②雇用創出効果：約6万人③税収効果：約798億円 																																				
前回要望時 達成目標	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準（第1位）に維持する。																																				
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	民間研究開発投資の対GDP比率については、2009年度における1位韓国(2.64%)と2位日本(2.54%)との差は0.1%であったが、2010年度では韓国(2.80%)と日本(2.49%)との差が0.31%と3倍強に拡大。 その理由は、2010年度のわが国の民間研究開発投資が対前年度比0.2%増にとどまっていることが主因であると考える。																																				
これまでの要望経緯	<table border="0"> <tr> <td>昭和60年度</td> <td>創設(税額控除率%)</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成2年度</td> <td>3年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成5年度</td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成7年度</td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>税額控除率の拡充 (6%→10%)</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の拡充 (3%上乗せ措置により 12%→15%)</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除(増加額の5%)) 税額控除率の廃止 (3%上乗せ措置の廃止により 15%→12%)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の5%) または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引きあげるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2年間延長 (平成20年度拡充の上乗せ措置部分)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2年間延長 (同上)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる (平成26年度末まで)</td> </tr> </table>	昭和60年度	創設(税額控除率%)	昭和63年度	2年間延長	平成2年度	3年間延長	平成5年度	2年間延長	平成7年度	2年間延長	平成9年度	1年間延長	平成10年度	税額控除率の拡充 (6%→10%)	平成11年度	1年間延長	平成12年度	1年間延長	平成13年度	1年間延長	平成14年度	1年間延長	平成15年度	税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の拡充 (3%上乗せ措置により 12%→15%)	平成18年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除(増加額の5%)) 税額控除率の廃止 (3%上乗せ措置の廃止により 15%→12%)	平成20年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の5%) または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加)	平成21年度	試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引きあげるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。	平成22年度	2年間延長 (平成20年度拡充の上乗せ措置部分)	平成24年度	2年間延長 (同上)	平成25年度	試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる (平成26年度末まで)
昭和60年度	創設(税額控除率%)																																				
昭和63年度	2年間延長																																				
平成2年度	3年間延長																																				
平成5年度	2年間延長																																				
平成7年度	2年間延長																																				
平成9年度	1年間延長																																				
平成10年度	税額控除率の拡充 (6%→10%)																																				
平成11年度	1年間延長																																				
平成12年度	1年間延長																																				
平成13年度	1年間延長																																				
平成14年度	1年間延長																																				
平成15年度	税額控除率の拡充 (12%の恒久化) 税額控除率の拡充 (3%上乗せ措置により 12%→15%)																																				
平成18年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除(増加額の5%)) 税額控除率の廃止 (3%上乗せ措置の廃止により 15%→12%)																																				
平成20年度	税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除 (増加額の5%) または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加)																																				
平成21年度	試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引きあげるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。																																				
平成22年度	2年間延長 (平成20年度拡充の上乗せ措置部分)																																				
平成24年度	2年間延長 (同上)																																				
平成25年度	試験研究費の総額に係る税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる (平成26年度末まで)																																				